

平成27年第1回西郷村議会定例会

議事日程（7号）

平成27年3月30日（月曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第 1 | 議案第14号 | 指定管理者の指定について（西郷村温泉健康センター） |
| 日程第 2 | 議案第15号 | 指定管理者の指定について（西郷村家族旅行村） |
| 日程第 3 | 延会 | |

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員 なし

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対 策課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

議員必携第10次改訂版をお手元に配付いたしましたのでご査収願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで、ただいま午前9時より議会運営委員会を開催していただきまして、その議会運営委員会で資料として配付されました印刷物をこれより調製して皆さんに配付をするというふうなことがございますので、暫時休憩をいたします。

（午前10時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時22分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま配付しました資料について、議会事務局長に説明をいたさせます。議会事務局長。

○参事兼議会事務局長兼監査委員主任書記（松田隆志君） それでは、ただいま配付いたしました資料について、説明させていただきます。

総務省に問い合わせた資料でございます。内容につきましては、監査執行上の除斥及び地方自治法第244条の2等に関する法解釈等についてということについてでございます。問い合わせた内容についてはここに記載のとおりでありまして、回答をご説明いたします。

資料のナンバー2をごらんください。

総務省からの照会の件について、電話による回答ありということでございます。回答先は総務省市町村課行政経営支援室でございます。電話にて回答がございました。

まず最初に、監査員の除斥についてでございます。クエスチョンの1番、クエスチョンの2番ともに、A氏及びB氏につきましては地方自治法第199条の2による除斥の対象となるかということでございます。この2つの質問に対しまして、回答はクエスチョンの1もクエスチョンの2も担当外。なお、担当部署に問い合わせたところ、通常は県を通して回答することを通例としていることから、西郷村の問い合わせにだけ特別に回答することはできないため、改めて県を通して照会されたいという回答がございました。

この件につきましては、県に問い合わせてありますので回答をいただいております。資料の3をごらんください。

村の監査委員の選任及び兼職の禁止について。地方自治法第199条の2で規定する「従事する業務に直接利害関係にある」とは、利害関係は直接的なものでなければならず、間接的または反射的なものは含まれないものとされております。代表的な例

として、監査委員が監査の対象となる法人等の理事長または理事など、常時支配力を有する地位にあるような場合、除斥されることとされております。

照会の1についてでございます。監査委員は監査の対象となる指定管理法人において何ら役職を有しているわけではなく、当該法人から税務処理という提携業務の委託を受けているにすぎず、監査の対象が当該法人の指定管理に係る事務全般に及ぶことから、当該委託業務を有することをもって直ちに直接の利害関係にあるとはいえないと解されます。ただし、当該法人の税務処理が問題視され、それに特化した監査を行う場合には、当該監査委員は除斥されます。

照会の2についてでございます。照会1と考え方は同じで、直ちに直接の利害にあるものとして除斥されることはないと考えます。監査委員は指定管理法人の株主であっても、当該法人への影響力は間接的なものなので、問題はないと考えますということでございます。

資料の2に戻っていただきたいと思えます。資料の2で総務省からの照会の件についての電話による回答ということで、(2)番、真ん中より少し下でございます。

(2)、最終的に1社残った当該西郷観光(株)への指定管理についてということでございます。村は基本協定に規定する村の管理及び地方自治法第244条の2第11項の責任を果たしているとは思われない。その場合、村に対する罰則等はあるかということでございまして、回答でございますが、基本協定も地方自治法第244条の2第11項も「できる規定」であるため、そもそも罰則を規定していない。

質問の4番でございます。施設の運営を遅滞させることを回避するため、指定管理者の指定の期間が満了した後も、議会の議決を得ないまま、現在の指定管理者に当面の間、運営させることはできるか。回答でございますが、指定は地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定は議会の議決要件、したがって予算は通過していても議決は必要ということでございます。

以上で終わります。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 説明が終わりました。

ここで、先ほど開催されました議会運営委員会において全員協議会を開催すべきとの答申がございましたので、これよりおおむね1時間を目安に休憩をして、その中で全員協議会を開催いたします。

(午前10時28分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時22分)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後1時まで休憩いたします。

(午前11時22分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 副村長と教育長は、ほかに公用がございまして退席をいたしました。

次に、休憩前に議会の立場というか地位についてのこれを議運に確認しろといふうなことで、議会運営委員会を開催していただきまして、次に私から読み上げることでご理解いただきたいと思います。

議会の地位、議会は住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である。日本国憲法は第93条で、地方公共団体には法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されている。そこで議事機関とし国会のように立法機関としなかったのは、議会は条例の制定、改廃にとどまらず、広く行財政全般にわたる具体的事務の処理についても意思決定機関としての権能を持つからであると。このようなことで、議会運営委員会ではご確認をいただきましたので、皆さまにもご報告を申し上げます。

そこで、現在審議途中であります議案第14号について、議会運営委員会でその後もお話しをいただいておりますが、なお、午前中の全員協議会としてもう少しお話を、話し合いをするべきだといふうなことでございますので、ここで本会議を休憩して全員協議会を再開したいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは休憩とし、全員協議会を開催いたします。午後2時まで休憩いたします。

（午後1時03分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時55分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時まで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは3時まで休憩といたします。

（午後1時55分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時00分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 先ほど、全員協議会を開催する都合もありまして、休憩時間を午後3時までとしておりましたが、村長答弁のほうでまとめるのにもうしばらく時間が

欲しいということでございますので、本会議を1時間休憩を延長しまして、午後4時まで休憩したいと思います。

これより午後4時まで休憩いたします。

(午後3時01分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後3時57分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま、休憩中に全員協議会を開催いたしておりますけれども、もうしばらく議論が必要というふうに判断いたしまして、あと1時間全員協議会を続けたいと思いますので、この本会議の休憩を、以前にも5時までと言って、延長した途端に5時になったら終わりになったということもございますので、まず先にこの本会議の会議の時間の延長をおはかりしたいと思います。

本会議は午後5時までとなっておりますが、これを2時間延長して午後7時までとしたいと思いますと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議は午後7時までと決定いたしました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 次に、その間、5時まで本会議を休憩いたしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは5時まで休憩をいたします。

(午後3時59分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後4時57分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩をとって、この間、全員協議会で審議をいたしておりますが、まだ全員協議会の審議がもう少しかかりそうだと議長の判断でございますが、そういったことで本会議を1時間休憩を延長して、全員協議会を続行したいと思います。

これより午後6時まで休憩をしたいと思います。

(午後4時58分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後5時54分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩をとりながら、この間、全員協議会で審議を進めて

いるところではありますが、この後、6時までで休憩が切れてしまいます。それで次、7時までの休憩をしまして時間延長しないと、7時まで休憩ということになると議会が終わってしまうというふうなことになりますので、ここで時間延長をおはかりしたいと思います。（不規則発言あり）承知しました。

それでは、とりあえずここで時間を延長して、延長した時間の中で、今、16番議員からご発言あったようなことも皆さんにおはかりしながらやってまいりたいと思いますので、ご理解ください。

おはかりします。

本日の会議は、先ほど午後7時までと延長いたしました。あと2時間延長しまして午後9時までとすることにご異議ございませんか。（不規則発言あり）だから、その前に趣旨の、ご発言のご趣旨のようなことを皆さんにもう一度おはかりしますから。とりあえず議会の時間がないことにはそのおはかりもできかねるということでございますので、ご理解ください。（不規則発言あり）

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の会議は午後9時までということに決定いたしました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、休憩をして全員協議会に場を戻したいと思います。

本日の会議は6時までの休憩にしておりますが、1時間休憩を延長して午後7時までとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、全員協議会のための本会議の休憩を午後7時までといたします。

（午後5時58分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後7時35分）

○議長（鈴木宏始君） 本日は、指定管理制度について十分な審議をいたしましたが、結論に達しませんでした。

明日は日程がとれないため、休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 次に、本日は議場内において、体調を崩されたかたがおられるため、延会をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。本日は延会と決しました。

本日は延会とします。ご苦労さまでした。

(午後 7 時 3 7 分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月30日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 後 藤 功

署名議員 佐 藤 富 男

